

三原市教育委員会告示第 13 号

三原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年三原市規則第 232 号）の規定により，三原運動公園指定管理者の候補者選定に係る公募手續きを開始するため，次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 30 日

三原市教育委員会



- 1 指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置
三原運動公園 三原市沼田東町釜山 10253 番地 1
- 2 指定管理者の指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間
- 3 指定管理者の要件
 - (1) 法人その他の団体又は複数の法人その他の団体で構成されるグループであること。
 - (2) 指定期間中，安全かつ円滑に管理運營業務を遂行できる能力を有していること。
 - (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は，その取消しの日から 2 年以上を経過していること。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により，市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (5) 会社更生法に基づく更生手續開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手續開始の申立てがなされていないこと。
 - (6) 三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し，又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関

係を有する者ではないこと。

- (7) 広島県暴力団排除条例第10条又は第11条の規定に違反する者でないこと。
- (8) 国税，県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (9) 市の議会の議員，市長，副市長，教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。
- (10) その他法令等に違反していないこと。

4 指定管理者が行う公の施設の管理の基準

- (1) 三原運動公園は，市民の生涯スポーツ振興を図るために設置された公の施設であるとともに，各種スポーツ大会や市民が地域で身近にスポーツ活動を行うための施設として位置づけられている。このような施設の設置目的を踏まえて，生涯スポーツ振興に寄与する管理を行うとともに，市民ニーズの把握に努め，市民サービスの向上に努めること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮させ，効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに，管理運営費の削減に努めること。

5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

- (1) 施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) 設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 指定管理に付随する業務
- (7) その他施設の管理運営に関して，市長が必要と認める業務

6 応募の期限

令和3年10月22日（金）

申請提出先 三原市教育委員会スポーツ振興課

郵送の場合 10月22日（金）必着

手渡しの場合 午後 5 時 1 5 分まで